

イギリスのマイノリティ問題

やす だ のお ゆき
安 田 信 之

序

- I 「エスニック・マイノリティ」
- II 人種平等政策
- III 「エスニシティ政策」
おわりに

序

イギリスの歴史はある意味ではヨーロッパ大陸からの多数の人間の流入の歴史であるといえる。今世紀初頭にも東欧から大量のユダヤ人が流入し(注1)、また第2次大戦後にも同じく東欧から多くの亡命者や難民を受け入れている。しかし、これらは人種的に見るならば、ヨーロッパないしその伝統を受け継いだ人たちであり、ユダヤ人の問題も含めて、多少のコンフリクトはあったものの、彼らはそれなりに「同化」し、今ではイギリスの政治や文化の重要な構成部分となっている。

これに対して、第2次大戦後に大量に流入し始めた黒人やインド系を中心とする有色人種(注2)は、それがヨーロッパの文化とは全く異なるところからの移民であったところから、さまざまな問題を起こしつつある。

この問題を法政策というレベルでとらえるならば、さしずめ3点が問題となろう。第1は、彼らが、概して1950年代以降に、安価な労働力という当時のイギリス資本主義の要請から急速に流入したということに関係する。このことは彼らが「セカンド・シチズン」(2級市民)として、それ以外の白人とは異なっていたいわばそれに劣る「人種」として位置付けられたことを意味する。これは「人種差別」の問題に他ならず、彼らが次第に権利意識に目覚めるとともに、その地位の向上と差別の撤廃の運動が盛んとなる。これに対して、政府も、その政権の正当化のためにもその声を無視することができず、さまざまな立法措置や政策が展開される。これを「人種平等政策」と呼ぶことができよう(注3)。

第2は、これと関係しながらさらに先に進んで、彼らの固有の文化や伝統を積極的に保護していこうとするも

のである。この問題については、当初は、国民感情からも同化政策をとっていた政府も、彼らの文化や慣習を無視し続けることができず、少なくとも公式的には積極的にイギリスの文化の一部として容認し、その維持と発展を保護する態度に変わりつつある。これを「エスニシティ政策」と呼んでおく(注4)。

第3点は上記の政策の発生源でもある「移民政策」である。この政策は1950年代の労働不足解消のための誘致政策から、失業問題を抱える現在の厳しい規制政策まで規制色を強めていく。しかし、全人口中エスニック・マイノリティ人口が5%近くを占める今では、移民政策はマイノリティ政策の重要な部分であるとはいえ、全てではなくなっている。

言うまでもなく、これらの3つの政策は相互に密接に関係しており、特に前2者については、個々の政策をいづれかに分類することは不可能な場合もある。けれどもこの区別は概念的には明確に識別できるものである。

これら3つの法政策問題および「マイノリティ政策」の中心機関ともいうべき「人種平等委員会」(Commission for Racial Equality: 略称 CRE)の組織とその活動については、いづれ詳しく報告することとして、ここでは、とりあえず「エスニック・マイノリティ」の定義をめぐる問題とその歴史、および報告者が1988年7月のイギリス赴任後を感じているこの問題に関する新しい側面について簡単に記しておく。

(注1) イギリスの最初の移民法ないし外国人規制法といわれる「1905年外国人法」(Aliens Act)はこのユダヤ人の流入に対して制定されたといわれる。Harlow, Carol; Richard Rawlings, *Law and Administration*, ロンドン, Weidenfeld and Nicolson, 1984年, 505ページ。

(注2) もっとも、18世紀当時のイギリスにはすでに2万人の黒人(black people)が存在していたといわれる。Abercrombie, Nicholas; Alan Warde, *Contemporary British Society*, ケンブリッジ, Polity Press, 1988年, 245ページ。

(注3) このような視点はイギリス国内での「性差別」に対する撤廃運動と軌を一にするとところがあり、立法規制を含めて同様の歴史を歩んでいるように思われる。

(注4) 「人種平等委員会」の文書や関係出版物に“multi-racial”とか“multi-cultural”という語が付せられている例が多い。目につくものをあげておくと、人種問題に関する教材用に作られたパンフレットにHabib, Hasshimi; David Griffiths, *Multicultural Britain*, Chambers Modern Study Series, ロンドン, 1988年があり、都市計画研究所と委員会の共同報告書には、CSE, *Planning for a Multi-racial Britain*, ロンドン, 1983年がある。また1988年7月の名誉革命400周年記念式典での女王教書のなかに“multicultural society”へ向けての努力がうたわれていた。*The Times*, 1988年7月22日。

I 「エスニック・マイノリティ」

「エスニック・マイノリティ」という語がいつから使われ始めたのかは、さらに検討を要するが、先に述べた分類で言う「エスニシティ政策」視点の積極化とともに、それ以前の「人種」(race)という語から変えられたのではないかという印象を受けている(注1)。言葉の意味としては、本来のイギリス人以外の外国からの移民やユダヤ人やジプシーなど白人系のマイノリティも含む

はずであるが、その政策に関して念頭に置かれているのは非白人系の人々であると考えてよいように思われる。

それがどのようなグループからなっているのかについては、1つの公式的な見解とも言うべきCREの基準が参考になろう。その1987年の報告書は、同委員会の職員「エスニック・オリジン」の構成として、まず「白人」と「黒人」という大きな概念を設定し、黒人をさらにアフリカン、エイシアン、アフロ・カリビアン、その他のカリビアンおよびその他に細分類し、白人は単にイギリスを含むヨーロッパ人とその他に分類している(注2)。この「黒人」という大概念は、白人以外のものをすべて総称した1950年代の考えによるものであり、本来の黒人とアジア人という全く伝統を異にする人種を1つの枠で括るのはおかしいという主張もあり、現在では、少なくとも黒人(black)とエイシアン(Asian)に二分して議論するものが多い(注3)。

これらのエスニック・マイノリティの人口統計については1981年の人口センサスではそのような分類が採用されなかった結果、一般に人口センサス局(OPCS)の統計が利用されている。その1984年に関する全国および主要都市部の人口統計は第1表のとおりである(注4)。これによると5%弱が非白人系マイノリティであるということになる。そのなかでもインド、パキスタンとバングラデシュというインド系が2.4%弱、西インド系が約1%と両者で全体の3分の2を占めている。彼らの都市部への集中度を見ると、「その他」を除く各人口の50%以

第1表 全国・大都市圏のエスニック・グループ別人口(1984年)

(単位:1,000人)

	大 都 市 圏					計	全 国	大都市圏 居住者比 率 (%)
	グレイター ・ロンドン	グレイター ・マンチェ スター	ウェスト・ ミッドラン ズ	ウェスト・ ヨークシャ ー	その他			
白人	5,497	2,388	2,264	1,859	3,749	15,758	50,895	31
西インド	309	21	67	22	11	430	529	81
インド	318	46	148	38	6	556	807	69
パキスタン	43	25	84	74	22	248	371	67
バングラデシュ	60	6	6	6	0	78	93	85
中国	37	2	4	2	11	56	109	51
アフリカ	71	4	1	2	7	85	109	78
混血	84	15	16	6	13	134	205	65
その他(アラブを含む)	62	9	2	3	4	81	138	59
記載なし	155	50	28	24	75	332	829	40
全エスニック・グループ	6,637	2,566	2,622	2,035	3,898	17,758	54,084	33

(出所) Office of Population Census Survey (OPCS) (1985), *OPCS Monitor*, Labour Force Survey, 1984: LFS 85/1 and PPI 85/3 (London: HMSO). (Halsey, A. H. 編, *British Social Trends since 1900*, ロンドン, Macmillan Press, 1988年, 566ページより)。

上が都市に集中し、西インド系にいたってはその率は80%にも上る。この結果として都市人口に占めるマイノリティ人口の割合も高くなり、たとえばグレーター・ロンドンを見ると15%と全国平均の3倍に跳ね上がっている。これが1970年代からのイギリス経済の停滞による失業問題の深刻化や都市環境の悪化とともに、80年代初頭から多発する人種暴動の原因となっていることも否定できない。

ここでイギリスの移民政策を簡単に跡づけておこう。1950年代には、コモンウェルスからの移民に対する規制は存在しないに等しく、逆に第2次大戦後のイギリス国内での労働力不足を解消するために移民の奨励が行なわれた。これにより当初西インド系の人々が、続いてインド系の人々が大量に流入してきた(注5)。これらの移民の規制を主目的として、1962年に「1962年コモンウェルス移民法」(Commonwealth Immigrants Act 1962)が制定された。これによりコモンウェルス諸国からの労働移民およびその家族についても労働省の発給する「雇用証」(employment voucher)が要求され、その発給についてはクオータ制が採用された(注6)。

1960年代にはアフリカ諸国の独立が相次ぎ、これら新興国でのナショナリズムの台頭とともにインド人問題が表面化した。「1948年イギリス国籍法」(British Nationality Act 1948)と1962年コモンウェルス移民法は、国籍に関しては「連合王国および植民地」(U.K. & Colonies)として本国人と植民地人を区別しなかったもので、これら諸国でのインド人差別政策が積極化するにつれて、インド人たちがイギリス国民として「イギリス・パスポート」を申請したからである。1968年、時の労働党政府は移民法を改正し、イギリス生まれでないなど本来のイギリス人(白人を前提とする)以外のイギリス・パスポート所持者の入国を規制し始めた。

さらに1971年には、新たに「1971年移民法」(Immigration Act 1971)が制定された。同法は、その名称が示すように従来の立法中の「コモンウェルス」という語が取り払われ、それと一般外国人の区別はなくなった(注7)。したがって、これらの地域からの移民にも、従来必要でなかった「労働許可」(work permit)が要求されることとなった。この結果、イギリスへの年間移民総数は1971年の20万人から81年には15万人に減少している。同期間の移民の出身国比率は第2表のとおりである。インド系の比率が上昇しつつあるのは、イギリスで一応安定した職を確保した移民者が家族を呼び寄せる結果であると指摘されている。西インド系の移民の減少は

第2表 1971~81年におけるイギリス移民の出身国比較 (%)

	旧コモンウェルス ¹⁾	インド亜大陸 ²⁾	新コモンウェルス ³⁾	EEC	アメリカ合衆国	その他
1971	26.0	12.0	20.5	10.5	11.0	19.5
1976	20.9	14.1	20.9	13.1	8.4	22.5
1979	15.9	16.9	21.5	11.8	6.7	26.7
1980	13.2	14.4	19.5	13.2	9.8	29.3
1981	13.1	17.6	19.0	15.0	11.1	24.2

(原注) 1)カナダ, オーストラリア, ニュージーランド。2)インド, パキスタン, バングラデシュ, スリランカ。3)インド亜大陸を除く新コモンウェルス。(出所) Abercrombie, Nicolas; Alan Warde, *Contemporary British Society*, ケンブリッジ, Polity Press, 1988年, 248ページ。

特に著しく、1981年には全移民の2%まで低下している(注8)。

1981年には、48年の国籍法に替えて新しく「1981年イギリス国籍法」(British Nationality Act 1981)が制定された。同法によりこれまでの「連合王国・植民地」という国籍は、「イギリス市民」(British Citizen), 「イギリス属領市民」(British Dependent Territories Citizen)および「イギリス海外市民」(British Overseas Citizen)の3者に細分類された。これにより、香港などの植民地からの移民も規制を受けるとともに、アフリカ系インド人に対する規制も強化されたと見ることができる(注9)。

以上のような特に第3世界諸国からの移民の制限政策が進行するにつれて、これらの諸国からの労働移民は減少傾向にあることは否定できない。しかし、いまやその人口は全人口の5%を占めるにいたっており、またこれらの人口の年齢構成が白人に比べて若いということは、特に婚姻などによる移民がなお続くことも予想させる(各エスニシティの年齢別構成については第3表参照)。さらに、イギリス生まれの2世の比率が、すでに西インド系で47%、インド系で32%を占めている事実と上記の年齢構成の問題とをかきねあわせると、この人口が急速に上昇すると考えて当然であろう(第4表参照)。

このように考えると、これらマイノリティに対する政策は今後ますます重要性を帯びると考えて間違いない。以下、序で述べた「人種平等政策」と「エスニシティ政策」に関連して、報告者の感ずるところを述べておこう。

(注1) Jacobs, B. D., *Racism in Britain*, フロムリー(ケント), Christopher Helm, 1988年, 9~12ページはエスニシティを人種と異なり、文化的な範

第3表 エスニック・グループの年齢別人口 (1984年)

(単位：上段 1,000人, 下段 %)

エスニック・グループ	16歳未満	16~29	30~44	45~64(男) 45~59(女)	65以上(男) 60以上(女)	全人口
白人	10,450	10,809	10,239	10,028	9,368	50,894
インド	139	177	88	112	12	529
イギリス	258	224	184	107	33	807
パキスタン	169	83	61	55	4	371
バングラデシュ	46	21	12	14	0	93
中国	31	34	29	13	2	109
アフリカ	30	39	23	15	2	109
アラブ	10	26	21	6	0	63
混血	103	56	23	16	7	205
その他	23	17	23	9	3	75
記載なし	232	200	146	131	120	829
全エスニック・グループ	11,491	11,686	10,850	10,507	9,550	54,084
白人	21	21	20	20	18	100
インド	26	33	17	21	2	100
イギリス	32	28	23	13	4	100
パキスタン	46	22	16	15	1	100
バングラデシュ	49	22	13	15	0	100
中国	29	31	26	12	2	100
アフリカ	28	36	21	13	2	100
アラブ	16	41	34	9	0	100
混血	50	27	11	8	3	100
その他	31	23	31	12	4	100
記載なし	28	24	18	16	15	100

(出所) 第1表と同じ (Halsey, 前掲書, 580ページ)。

第4表 出生国別エスニック・オリジン人口 (1981年)

(単位：1,000人)

出生国	白人	西インド	インド、パキスタン、バングラデシュ	中国	アフリカ	混血	その他 (アラブを含む)	記載なし	全エスニック・オリジン	白人比率 (%)
イギリス	49,037	244	342	24	17	177	45	196	50,082	98
イギリス外	1,849	274	710	66	48	56	169	35	3,207	58
NCWP	294	271	692	51	40	39	70	15	1,472	19
東アフリカCW	27	1	155	0	12	3	7	1	206	13
その他アフリカCW	16	1	1	0	27	1	3	1	50	31
西インドCW	14	268	0	0	1	4	6	2	295	5
インド、バングラデシュ、パキスタン	80	1	524	0	0	14	3	4	626	13
極東CW	44	0	4	50	0	5	12	2	117	38
その他NCW(地中海を含む)	112	0	8	0	0	12	40	6	179	63
その他	1,556	2	18	16	8	17	99	20	1,735	90
記載なし	28	1	2	0	0	0	0	377	407	7
全出生地	50,914	519	1,054	91	65	234	214	608	53,697	95
イギリス出生比率 (%)	96	47	32	27	26	76	21	32	93	

(原注) NCWP：新コモンウェルス+パキスタン。

(出所) OPCS (1983), *OPCS Monitor*, Labour Force Survey 1981: LFS 83/1 and PPI 83/1 (London: HMSO). (Halsey, 前掲書, 566ページより)。

(注) NCW：新コモンウェルス, CW：コモンウェルス。

ちゅうであると説明している。

(注2) Commission for Racial Equality (CRE), *Annual Report*, ロンドン, 1987年, 12ページ。

(注3) この分類についても問題がある。ここでエ

シアンとは「インド亜大陸」出自の人々を意味するのであって、インド系アフリカ人を含む一方、中国人などのそれ以外のアジア人を含まない。また黒人についてもここで大宗を占めるのは西インド出身の人々で

あるが、同じく黒人であるアフリカ人とは文化的に異なるといわれる。したがって、以下本稿では、とりあえず黒人とアジア人という概念を承認するとしても、それを非白人として総称するとともに、前者を、必要に応じて西インド系とアフリカ系に、後者をインド系と黄色系に分け、必要に応じて国名等を使うこととする。さらに場合によっては（スリランカ系）タミールとか（ベトナム系）中国人とか言う一国内でのエスニック・グループについても考慮しなければならないだろうが、本稿ではそこまで立ち入る必要はない。

（注4） この他に、白人に分類されているユダヤ人38万6000人、キプロス人14万人、さらにジプシー3万人も「エスニック・マイノリティ」に含まれることになる。

（注5） 1955～60年（両年を含む）で西インドから16万1450人、インド亜大陸から5万190人の移民があり、また、途上国からのコモンウェルス移民は59年の2万1000人から61年には13万6000人に急増しており、これが翌62年の移民法制定の理由であるとされている。Harlow; Rawlings, 前掲書, 507ページ。

（注6） この立法の結果コモンウェルス諸国からの労働移民は1963年から67年に3万125人から4978人に減少したが、逆にその家族の流入は同年で2万6234人から5万2813人に増加している。同上書 508ページ。

（注7） もっともこれに代えて「母国居住権」(patrial) という概念を導入し、イギリス本国に血縁的關係をもつなどの人々（主として白人系のコモンウェルスその他の国民）とそうでないものを区別し、前者に優越的地位を与えている。このような区分は人種差別の表現であると非難された。これについては、同上書 510ページ参照。

（注8） Abercrombie; Warde, 前掲書, 248ページ。

（注9） 植民地でも居住者の限られているフォートランドや白人の多いジブラルタルは属領の取り扱いを受けない。Jacobs, 前掲書, 44～45ページ。

II 人種平等政策

—新しい問題—

「人種差別」とは、結局のところ、人種を理由とする政治的・経済的・社会的(文化的)差別と要約でき、イギリスにそくして言えば、それは旧来の住民であり、上記のあらゆる意味において優越する白人がそれ以外の非白

人系住民に対して行なうこれらの差別を意味すると考えてよい(注1)。1968年の「人種関係法」(Race Relations Act 1968)の制定以降努力が積み重ねられているのは、多数者でありかつ優越する立場にある白人ないしその支配下にある機関によるより弱い立場にある「少数人種」に対する差別を禁止し、それによって後者を前者と平等な地位に引き上げるということである。それは、いまや労働、住宅さらに教育とおよそ全ての社会的行為に及んでいる(注2)。

差別のうち最も原始的かつ本源的なものが「暴力」であることは言うまでもない。しかし、差別が多数の支配的地位にある者により「制度的」(institutional)に確立されている場合には、その多数者による個々の物理的暴力は例外的にしか必要ではない。彼らは、警察や軍隊という正当化された暴力装置を独占できるからである(注3)。

むしろ、生の暴力は抑圧された少数者の側から爆発するのが普通である。実際に、1980年代初の不況が深刻化するなか、黒人など非白人居住者の多いロンドンのブリックストン(注4)、リヴァプールなどで81年に、同じくロンドンのブリックストンやトテナムなどで85年に続発した「人種暴動」(racial riot)はこのようであったし、さらに個別的にもその統計手法の問題点が指摘されているとはいえ、「黒人系の犯罪率は白人系のそれより高い」という主張はこれを正当化する(注5)。また、日常的にある白人の側からの非白人に対する暴力や嫌がらせ(注6)も、基本的には優越的地位にある者による劣った立場にある者に対する優越感とそれに基づく不快感の表明であるのが普通である。

しかし、最近このような暴力の質は変わりつつあるのではないかという印象を受けている。1987年には大規模な人種暴動に発展し、死者まで出した8月の「ノッティング・ヒル」の西インド系の人々のカーニバルは、88年は警察の徹底した取締りによって「平穏」に終わった。これらの集団的かつ突発的な非白人による暴力事件が徹底して取り締まられ、鎮静化する一方で、白人側の非白人に対する陰湿な暴力や嫌がらせがしだいに広まりつつあるのではないかと考えるからである(注7)。少なくともいくつかはかつての優越的地位にあった者の不快感の表明というものとは異質であり、1970年代からの不況下で顕在化し、さらに最近の「自由化」の波に乗り遅れた白人低所得者層の、この波のなかで比較的成功し、かつ社会的に上昇しつつある非白人層に対する「妬み」に根づいているといつてよい。

最近 BBC でこの種の事件がドラマ化された(注8)。それは、インド人の仕立屋一家が、おそらく新しく店をもったのであろう、希望に燃えて住居兼店舗にやってくるころから始まる。その夜、親子4人が食事を楽しんでいるところに、突如投石により窓ガラスが割れる。外には20人ほどの失業者らしい若者が酒に酔ってたむろし、ジングルベルを歌っている。警察に電話するが、なかなかやってこない。ようやくやってきた彼らは、白人たちの暴力よりもインド人一家の滞在資格に対して関心を示し、パスポートなどの提示を求める。その後も店舗に対するペンキでの無残な落書きや放火、学校での子供たちに対する嫌がらせ、これに対抗するインド人の若者たちと逆に彼らを逮捕する警察などを克明に描き出す。ドラマは主人公の少女が火炎瓶をもって彼らに立ち向かう若干ショッキングな場面で終わっており、問題が危機的な状況まで進んでいることを暗示している。

このような事件は白人の低所得者層が多く住んでおり、また住宅費が安いなどの理由から非白人たちも多く流入してくるといういわゆる「イースト・エンド」で多発していると言われる。

この成功しつつあるインド系というイメージは、すでにインド系の実業家がイギリス有数の資産家に挙げられるなど定着しつつあるように見えるが、その理由については報告者の日常的な体験からも納得しうる。報告者の住んでいるイズリントン(Islington)の外れは、非白人の多いという中心部と異なり、白人の中産者層が多く住んでいる。駅前の通りにはかなりの小売店があるが、そのほとんどがインド系である。白人の経営する店は、薬局や肉屋など背後にギルドを連想させる店が多いが、例外なく5～6時に閉め、当然に日曜は開いていない。これに対してインド系の店は8～9時まで営業しており、店によっては日曜日にも営業をしている。このような商店は勤労者にとっては便利であり、結構繁盛している。考えてみれば、この地域にインド人たちがやってきたのはそう古いことではなく、それ以前は白人たちが商売をしていたはずである。おそらくこのような長時間のサービスによってこれらの白人の商店を駆逐したのであり、現在残っている数少ないそれも現在のままではインド人たちとの競争に敗れるであろうことは目に見えている(注9)。

現在サッチャー政権下で推し進められている「自由化」、「民営化」ないし「市場化」は、彼女の言うように「刻苦勉励」して働く人がそれに見合った報酬を得るべきであるということであるとすれば、まさにその受益者

はこれらの非白人の商店主でなければならない。旧来のしきたりを墨守して、この自由化の流れのなかでいまや新しく生成されつつあるかに見える「消費者」(注10)に対して、これに対応する意味でのサービス感覚に欠ける多くの白人商店主たちの没落はいわば当然の帰結といつてよい。もともと、サッチャー政権の性格からすればその受益者は白人でなければならないようにも思われ、その意味では一定のジレンマに陥るのではないかと考えられる。

小売業ばかりでなく、たとえば労働市場においてもこのような目に見えるレベルで非白人が進出してくるとすれば(注11)、またこの自由化の波のなかで社会保障費などが切り下げられるとするなら、さらに警察のこれらの規制に対する消極的な態度が事実であるとすれば、ドラマに見られる暴力や嫌がらせは今後ますます増えるのではなからうか。これらの暴力の背後にナショナル・フロントなどの右翼ショウビニズムの影が潜んでいることも注意しなければならない(注12)。

以上、人種平等政策の新しい側面について述べたが、これは「エスニシティ」と「階級」の問題が複雑に交錯していることを示している。もともと、この問題はおそらくまだ萌芽的な問題であって、現在でも非白人は白人に対して経済的、社会的に著しく劣位に立たされており、その政策の主要課題が彼らの地位をいかに白人と同レベルまで引き上げるかであることは疑いない。

(注1) このことはかならずしもその他の人種に対する差別がないというわけではない。レイニズムを「人種の性質に関する信念による態度ないし政治」と定義する立場(Abercrombie, N. ほか, *Penguin Dictionary of Sociology*, ハーモズワース, Penguin, 1984年, 201ページ)からは、アイルランド人に対する「人種差別」やヨーロッパの宿命とも思えるユダヤ人に対するそれもありうる。もともと、前者に関してはマイノリティというには単位が大きすぎ、また後者に関してはイギリスはヨーロッパのなかでも、いわゆる「アンティ・セミティズム」の最も弱い国であるという指摘もある。

(注2) CRE の報告書の目次をみても、雇用、教育、住宅、警察および刑事司法、移民および社会保障、地方自治体、他機関との協力などその活動が社会全般にわたっていることを知ることができる。CRE, 前掲書, 4ページ。

(注3) むしろ人種平等政策から言えば、このような制度化された暴力装置をいかに「適正化」(平等化)

するかということが課題であるのは、前注の CRE 報告書が「警察」の問題について独立の章を設けねばならない理由なのである。

(注4) ブリクストン暴動については、包括的報告書が公刊されている。Scarman, Lord, *The Scarman Report: The Brixton Disorders, 10-12 April, 1981*, ハーモズワース, Penguin, 1983年。

(注5) 最近のある統計によるとある年の刑務所収容人口の14%が「エスニック・マイノリティ」である。Faulkner, D. E. R., “Magistrates, Court and Race Issues,” 未公開。もっともこれに関しては統計の取り方の問題(分母の数が過小である)のほかこれら非白人が裁判そのものにおいて「差別」されていることも考慮しなければならない。

(注6) 人種的動機による攻撃は、1981年の内務省の報告によれば3ヵ月間につき、白人に対しては人口10万人中1.4であるのに比べて、西インド系に対しては51.2、インド系に対しては69.7と、非白人に対するものが圧倒的に高い。Abercrombie; Warde, 前掲書, 261ページ。

(注7) この傾向は暴力一般に当てはまるかもしれない。社会問題ともなった「フットボール・フーリガニズム」(football hooliganism)も警察の徹底した取り締まりとファン・カード制の導入により現在のところ鎮静化している。集団暴力としては、ラガー・ビールを飲んで集団乱闘にいたるいわゆる「ラガー・ラウト」(lager laut)が新聞の話題になる程度である(いずれも人種問題とは関係がない)。これに替わるように最近では地下鉄内などでの暴力犯罪行為が問題となっている。

(注8) “The Diary of Rita Patil,” 1987年9月14日放映。

(注9) もっとも、それが同様に遅くまで営業し始め、住宅地にも積極的に進出しつつある大手スーパー・マーケット・チェーンとどのように競争しようのかという問題は残る。

(注10) この国でいわば大量消費時代に見合う「コンシューマリズム」が本格的に展開したのは、サッチャー政権下の自由化が軌道に乗り始めたごく最近のことであり、現在もその端緒にあるというのが筆者の考えである。サッチャー首相が消費者保護問題と平行にある環境問題を本格的に論じたのは昨1988年9月の保守党大会においてである。1988年末に起こった「サルモネラ卵」騒動に関しては、安田信之「ロンドン通

信」(『国際商事法務』1989年2月号)を参照されたい。

(注11) 労働市場については、非白人系の失業率が白人のそれより格段に高いことが指摘されており(たとえば Abercrombie; Warde, 前掲書, 256ページ), またこの二者間で労働市場そのものが異なっているという「二重労働市場」(dual labour market)の存在(同266ページ)を考えるならば、このような状況は存在し得ないとも言える。ただ教育に関しては、多くのところでインド系が子弟の教育に熱心であることを耳にし、ある小学校の教師によると、一般的に言ってインド系は白人よりも成績が優秀であるということであった。確かBBCのドラマの主人公の少女も成績が優秀であり、それが逆に白人からの妬みをかうという筋であった。

(注12) 人種攻撃に関してはその背後にナショナル・フロントが存在していることがよく指摘されるが(たとえば Abercrombie; Warde, 同上書, 261ページ), それが実際にどのようにして行なわれているのかは不明である。

III 「エスニシティ政策」

——その問題点——

サッチャー首相は、最近、経済システムの自由化、民営化と並んで「活動的市民」(active citizen)という概念を提唱している。それは、つまるところ、自由化による「市場システム」の徹底化のいわば必然的な副産物とも言うべき諸問題、たとえば物質主義の横行と旧来の社会の結合の弛緩、その結果としての社会モラルの低下などを新しい「家族の紐帯」により克服しようとするものである。そこでは、核家族化を通りすぎ、同棲関係や単親家族の一般化など、伝統的な意味では崩壊状態にあるかに見えるこの国の家族制度を再建し、その紐帯を近隣社会にまで拡大することによって、新しい社会関係を構築することを目指しているといつてよいであろう。

このような動きが、エスニック・マイノリティ・コミュニティのアイデンティティの確認を目指す「エスニシティ政策」の理念と共通するところがあることは言うまでもない。これに対応して、家族の紐帯をいまだに強固に持っているインド系の人々の「家族制度」が少なくとも1つのモデルになるという声はその内部ないしそれに関係するグループからあがってきている(注1)。このことは社会的に上昇しつつあるインド系コミュニティの自信

を表わしていると見ることができよう。確かに家族の紐帯は固く、またそのコミュニティ内での相互扶助関係の深さも、白人の間でのそのの徹底及ぶところではない。

しかし、このようなコミュニティの紐帯の強さは、同時に別の面での問題を抱えていることも否定できない。移民というものが、社会や文化を異にすることは当然のこと、日常の言葉すら異なる異国に移り住むことであるとしたら、その過程はまず移民地での彼らの間での先住者を頼ることとなり、その結果として移民地のセンターにはこれらの同一国ないしコミュニティの人間より成る閉鎖的なコロニーが形成されることは、世界の主要都市に散らばる「チャイナ・タウン」の存在を見ただけでも明らかであろう。そこでは、彼らの母国ないしそのコミュニティの文化や慣習が守られ、いわばそれらの出先（コロニー）としての役割を果たす。これらのコロニーは、移民者たちの基地であり続けながらやがては受け入れ国の文化に吸収され、その一部となるのであり、またそうすべきであるというのが「同化」論の主張であり、このような吸収は結局のところ不可能であり、むしろその固有性を積極的に認めることにより、受入れ国の文化をより豊かなものにしていこうというのが「エスニシティ政策」の基礎である。

問題は、このように固有性を認められた文化や慣習が、それを育んだ本国と切り離されてしまうがゆえに、本来の生命力を失い(注2)、牢固たるものとなり、受入れ国のそれに厳しく対立することはもとより、コミュニティ内部においてすら極端となりうるという事実である。このような現象を窺わせるものとして2つの例を紹介しておこう。

第1は、「家族」の構造に直接に関係する。それは、家族内部特にそこにおける男性による女性に対する差別というもう1つの差別の問題である。インド系の人々の長時間の勤勉な営業がこのような差別により保証されているという事実も無視しえないからである。特にインド系の人々は伝統的に女性を家庭に閉じ込める傾向があり、この結果女性（この場合は妻であろう）は外部の社会から遮断され、英語も修得できず、ますます家庭内にとじこもらざるをえなくなるということが指摘されている。

これについてもあるテレビのインド系の女性ばかりの討論番組(注3)において議論されていた。それを報告者なりに要約すると以下のようなになる。いまだにイギリスにおいてもインド人女性は同一のコミュニティ内（少なくともヒンドゥーあるいはムスリム）と結婚すべきとき

れており、それ以外の男と結婚した女性は（たとえばイギリス白人であっても）そのコミュニティから異端者として排除されるのであり、その発言はこのコミュニティの女性の間でさえこのようなバイアスをもって受取られる。ここでは新しい「自由」を知った女性たちはこの社会から放逐されるのである。これは少々極端な単純化であり、これに対してはおそらく高等教育を受けたグループに属するであろう人々から反論が寄せられていたが、第1世代においてはこのような構造がかなり広範に存在するのではないかと思う。

しかも結婚に際しては、インドでも大きな社会問題になっている「ダウリー（持参金）制度」がここでも一般化しており、また、離婚はヒンドゥーの理念にしたがい絶対的な罪ないし汚れであるとされている。この結果として、妻は夫の完全な支配下にあり、現在のイギリス白人夫婦の間では例外的でしかない夫の妻に対する暴力はかなり一般的に存在するというのである。少なくとも第1世代においては離婚に対する恐怖は絶対的のようであり、これが先に述べたインド系の人々の勤勉ぶりを女性の側から支えているとも言うるのである。

このことは伝統的な価値の中にもう1つの差別（ある意味ではより基本的な差別）を内在させていることを示しており、そこに文化的な価値を認めるべき「エスニシティ政策」は大きな限界に遭遇するのである。結局のところ、それは内部から改革されるより他なく、実際に婚姻等について2世、3世という新しい世代では変わりつつあることが指摘されている(注4)。しかし、そうだとすれば、その後も従来と同様の家族の紐帯が維持しうるのかどうかということについては大きな疑問があろう。

第2はこれらのコミュニティの凝縮力が外部の白人社会に及ぼす影響である。マイノリティ・コミュニティが性質上、内に向って凝縮していくものであり、外に対しては閉鎖的にならざるをえないということは、イギリス国内において各コミュニティの住み分けのようなものができつつあることから窺うことができる(注5)。この場合、全国的に見てマイノリティであっても、地域的に見るとマジョリティないしそれに近い地位を占める場合がある。彼らが固有の宗教や文化を強固に守ろうとする場合、これは既存の社会と大きなコンフリクトを生ずることとなる。ブラッドフォードにおけるムスリム・コミュニティがそうである。

イギリスにおけるムスリム人口は80万から100万に達するといわれ、かれらは全国に338のモスクを擁している。その大半はインド亜大陸特にパキスタンとバングラ

デシュの農村部の出身であり、都市出身の多いその他の地域からのムスリムとは行動パターンに相違のあることが指摘されている(注6)。全人口30万人中5万人を占めるブラッドフォードのムスリム・コミュニティはこのようなイギリスのムスリム社会を代表するものといつてよい。これらのムスリムはモスクのイマームの下に固く結束しているが、それはコーランに絶対的な価値をおき、その後に発展した解釈を無視する傾向があり、この点で「ファンダメンタリスト」である。

彼らが学校教育のムスリム化を唱えて盛んに運動していることは、しばしばニュースにも取り上げられ、筆者の赴任後もいまや白人が少数となっているある小学校で校長がマイノリティ（ここでは白人）ないし英語教育の重要性を唱えたところから解任されたという事件や、ムスリムの理念にしたがって女子専用の学校の設置を求めてそれに該当する小学校の女子生徒を先頭に市庁舎にデモがかけられたことなどがセンセーショナルに報道されている。

この市で1988年暮から、インド出身のかつてムスリムであった作家サルマン・ラシュディ (Salman Rushdie) 氏の作品『悪魔の詩』(*The Satanic Verses*) が、イスラム教の教祖マホメットを侮辱するものであるとして大きな問題になった(注7)。1989年1月には、この本の発行に抗議するムスリムたちが市庁舎の前で公然と焚書するという事件が発生した。また、同市では書店が警察の勧告もあり同書の展示を取り止めたことも報道されている。ムスリムたちの抗議はさらに全国的に広がり、発行社のマクミランの出版物の不買運動が検討される一方、作家ラシュディ氏に対する脅迫が続いているといわれる(注8)。

このようなムスリムの行動、特に焚書という事実は、イギリス社会に大きな衝撃を与えたようであり、1989年1月の『タイムズ』は社説でこれを取り上げて批判している。その後も新聞紙上でムスリムと白人双方による投書が頻繁に取り上げられているが、このことは、この問題が宗教ないしマイノリティの価値と民主主義ないし言論の自由との相克について大きな問題をなげかけていることを示している(注9)。

(注1) Menski, W.F., "The Legal Position of Asian Immigrant in the U. K.," 未公開, 1987年, 2~3ページ。最近のテレビにおける家族問題に関する多くのインド系の人々の発言は自分たちの慣習に対する自信に満ち溢れている。

(注2) このことは、また、奴隷としてアフリカか

ら西インドに送られた西インド系の黒人コミュニティのアイデンティティについて複雑な問題を巻き起している。この問題を、それをアフリカに求めようとするラスタファリアニズム (Rastafarianism) を軸に追った見事なレポートとして Ferdinand, Dennis, *Behind the Frontlines: Journey into Afro-Britain*, ロンドン, V. Gollancz, 1988年がある。

(注3) 確認しているわけではないが、各テレビ局はレギュラー番組として各コミュニティに関する番組を設けているようである。これもエスニシティ政策の一環と考えられよう。

(注4) この点を指摘するものとして Menski, W.F., "Legal Pluralism in the Hindu Marriage," Richard Burghart 編, *Hinduism in Great Britain*, ロンドン, Tavistock, 1987年, 198~199ページ。なおここでは触れられなかったが、ヒンドゥの伝統的な結婚観・慣習とイギリス婚姻法との間の相違が引き起こす混乱については Menski, "The Legal Position……," 参照。

(注5) インド人はロンドン、ミッドランドやヨークシャーに集中し、なかでもレスター市には、1983年の段階で約10万人が居住し、市全人口の3分の1以上を占めており (Menski, "The Legal Position……," 2ページ)、衝はさながらボンベイのようであるといわれる。ロシュデールのパキスタン・コミュニティの分析には Anwar, M., *The Myth of Return*, ロンドン, Heineman, 1979年があり、「ビラデーリ」(Biraderi) という固有の社会システムが大きな役割を演じていることが報告されている。Abercrombie; Warde, 前掲書, 251~253ページ参照。

(注6) Nielsen, Jorgen, "Muslim in Britain: Searching for Identity," *New Community*, 第8巻第3号, 1987年春, 384~394ページ。以下イギリスのムスリムに関しては断わりなき限り同論文に拠っている。

(注7) 同書はインド、サウディアラビア、南アフリカでは発禁になっている。

(注8) *Sunday Times*, 1989年1月29日。

(注9) このマイノリティの宗教の問題については『スワン報告書』(Swann Report: *Report of Committee of Inquiry into the Education of Children of Ethnic Minority Groups*, ロンドン, 1985年) で取り扱われている。この報告書はエスニシティ政策に関する基本文書であるとされるが、この検討は後の課

題としたい。

おわりに

序に述べたように、イギリスのマイノリティ政策はいくつかの問題に分けて考えることができるが、その具体的内容とシステムの分析は後の課題とし、本稿ではそれをめぐる最近の問題点に絞って報告した。しかし、このような問題点は、いわば過渡期に生ずる不可避なものであり、長期的に見れば、非白人系マイノリティが社会の活性化に及ぼし、かつ及ぼすであろう貢献に比べれば取るに足らないものであると言わねばならない。報告者が14年前（1974～75年）に滞在した時に比べて社会そのものが格段に活気を帯びているように見えるのは、当時に比べてこれらの人々がより大規模に社会に進出し、かつその多くが自信に満ちているのを考えると、かならずしもサッチャー政権の自由化によるものばかりとは言えな

い。この傾向は、若干の紆余曲折があるにしても、さらに広がり、彼らは21世紀の多元種、多文化の新しいイギリス社会のなかでさらに大きな役割を果たしていくであろう。日本にとっても、国際化や労働市場の開放が叫ばれている今、またこのような多元種・多文化社会国家が世界のう勢であるとするならば、これらの政策から学ぶところは大きいと考える。

（アジア経済研究所海外調査員、在ロンドン）

〔付記〕 本報告後、『悪魔の詩』事件は、作者サルマン・ラシュディに対するイランのアヤトラ・ホメイニの死刑「判決」により、全く新しい展開をみせるにいたった。この問題に関してはさらに検討を要するが、報告者の考えについては、とりあえず、安田信之の「ロンドン通信」（『国際商事法務』1989年5月号）を参照されたい。